

高戦み第1141号
令和3年3月26日

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 田中 宏和 様

北大阪地域協議会

議長 溝口 博己 様

北摂地区協議会

議長 岸本 賢 様

高槻市長 濱田 剛 史



2021（令和3）年度政策・制度予算に対する要請について（回答）

春陽の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、2020（令和2）年12月24日付で要請のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1) 就労支援施策の強化について

① 「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の取組強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」や関係機関と連携を図りながら、就職氷河期世代の方を含めた対象者の実態やニーズに沿った就労支援を充実させるなど、引き続き取組を進めてまいります。

② 地域での就労支援事業強化について

コロナ禍における労働環境の悪化や収入減少への対応を強化するため、ハローワークなどの関係機関との更なる連携や職場体験協力企業の開拓などの取組を行ってまいります。

「高槻市就労支援協議会」等において先進的な事例を共有・研究していくことで、引き続き効果的な就労支援に努めてまいります。

③ 障がい者雇用の強化について

障がい者の就労支援に関しては、一般就労への移行とともに、安心して働き続けられる環境整備を進め、職場への定着が重要であり、

引き続き就労移行支援事業、就労定着支援事業などの障がい福祉サービスの提供によって支援を行ってまいります。

また、障がい者雇用の促進と安定を図るため、事業主や人事労務担当者等を対象とした「啓発講演会」を開催するほか、障がい者及び事業主からの雇用・就労に関する相談に応じ、適切な指導・助言を行う「障がい者雇用相談」を引き続き実施してまいります。

なお、本市においては、身体・知的・精神の3障がいを対象とした正規職員の採用試験を実施しています。試験の実施に当たり配慮が必要な場合は、可能な範囲で対応しています。

職場定着については、採用後のフォローのため、必要に応じて人事課配置の保健師が隨時相談に応じるほか、産業医による面談や相談を実施しています。

(2) 男女共同参画社会の形成（推進）に向けて

① 女性活躍推進について

女性活躍推進法に基づく市町村推進計画を含む現行の「《改訂》男女共同参画計画」に基づき施策を進める中で、女性の職業生活における活躍に関する情報提供に努めてまいります。

次期計画の策定に当たっては、ジェンダーの視点から固定的な性別役割分担意識の解消を図る施策等を含め検討してまいります。

本市においては、特定事業主行動計画の見直しを行い、平成28年度からは「女性の活躍推進に向けた取組」を追加しました。当該計画の見直しの際には、事業所での女性が占める割合や、採用の状況等を把握、分析した上で、新たな目標を具体的に数値として掲げており、その結果についても、毎年度、把握、分析し、公表を行っています。今後も、性別に関わらず、全ての職員が能力を発揮できる職場環境づくりに取り組んでまいります。

② 女性活躍推進法の改正について

女性活躍推進法については、メールマガジンやワーキングニュース等を通じて、市内の事業所に発信することで、周知に努めるとともに、女性の職業生活における活躍に関する様々な情報を収集・整理し、積極的な情報提供に努めてまいります。

(3) 労働法制の周知・徹底と法令順守・労働相談機能の強化について

① 「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

「同一労働同一賃金」と事業主「パワハラ防止義務」の周知・徹底につ

いては、広報誌、チラシ及びホームページ等での周知を引き続き実施してまいります。また、近隣市と連携し、「同一労働同一賃金」等をテーマとしたセミナーを引き続き実施してまいります。

② 外国人労働者が安心して働くための環境整備について

外国人労働者に対する相談については、外国語パンフレットによる案内を始め、大阪労働局が実施する多言語に対応したホームページや労働相談を引き続き紹介してまいります。

生活に関する情報や相談窓口などをまとめた「たかつき生活ガイド（英語、韓国語・朝鮮語、中国語、やさしい日本語）」を令和2年度に改訂しました。大阪府において実施している多言語による相談窓口の周知などに引き続き努めてまいります。

(4) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

生活支援については、「たかつき生活ガイド（英語、韓国語・朝鮮語、中国語、やさしい日本語）」などによる情報提供を引き続き行うとともに、他市の取組事例についても情報収集に努めてまいります。

(5) 産業政策と一体となった基幹人材の育成と確保について

国や大阪府が実施する職業訓練や市が実施する資格取得に関する助成金等の周知・啓発を図り、技能習得の支援を進めるとともに、ハローワーク等と連携して実施している「雇用促進フェア」において、人材の確保に努めてまいります。

(6) 治療と職業生活の両立に向けて

治療についての相談は、大阪府が委託している医療機関のがん相談支援センターで専門職が行っているところです。同相談支援センターについては、引き続き、がん検診手帳やホームページ等で周知するとともに、健康相談や市民からの問合せ時に、紹介を行ってまいります。

また、大阪府等が主催する「治療と仕事の両立支援」につながるセミナー等を市内企業に周知することで、病気を抱える労働者に理解のある職場風土の形成を推進してまいります。

(7) 非常事態宣言時にも継続が求められる事業の労働者保護について

① P C R 検査の拡充に向けて

本市においては、令和3年2月下旬から3月31日までの間、高齢者施

設等の従事者に対し、1週間に1度の頻度で集中的検査を実施しているところです。今後も、国及び大阪府と足並みを揃え、必要な検査を実施してまいります。

また、商業団体が実施する各種イベントの開催費用の一部を助成しており、マスクや消毒液等の感染防止対策についても助成対象とするなど、より利用しやすい制度とするための検討を行ってまいります。

② 感染者への誹謗中傷や差別・パワハラの禁止の徹底について

ホームページや広報誌などで、新型コロナウイルス感染症関連の不当な差別や誹謗中傷などを行わないよう人権への配慮についての呼びかけを行っているほか、作成した啓発ポスター・チラシによる周知・啓発に努めてまいります。

企業に対しては、メールマガジンやワーキングニュース等を通じて、周知・啓発するほか、人事労務担当者等が参加するワークルールセミナーの中で、周知してまいります。

2 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

① ものづくり産業の育成強化について

企業立地促進条例に基づき、工場や研究所などを立地する企業に対し各種奨励金を交付することで、市場拡大が見込まれる産業に対して支援してまいります。

また、MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）が行う事業について、メールマガジン等を活用し、市内中小製造業等に対して周知を図るとともに、市内の優れたものづくり技術や製品等を紹介する「産業物産展示コーナー」を活用し、魅力ある企業を積極的に支援してまいります。

② 若者の技術五輪への挑戦支援について

広報誌、チラシ及びホームページ等で周知を図るとともに、職員やビジネスコーディネーターによる企業訪問等でも周知を図ってまいります。

③ 中小・地場企業への融資制度の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響等により資金繰りに苦慮しておられる方からのセーフティネット保証に係る認定相談などに対応するため、令和2年度は、融資相談員の増員やホームページの内容を充実させることで、より迅速な窓口対応や情報発信を行ってまいりました。今後も、大阪府、大阪信用保証協会、各金融機関等と緊密な連携を図り、更なる支援体制の強化を図ってまいります。

④ 非常時における事業継続計画（B C P）について

小規模事業者の自然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援することで経営の強靭化を図るため、小規模事業者支援法に基づき、高槻商工会議所が本市と共同で「事業継続力強化支援計画」を策定しました。

引き続き、商工会議所と連携し、事業者に対するB C Pの策定に向けた周知・啓発及び策定支援等に取り組んでまいります。

(2) 雇用維持と事業継続について

① 休業要請の根拠の明示について

大阪府が企業に対し休業を要請する場合には、その内容について、適切に市民への情報提供を行ってまいります。また、市民により理解を得られるよう、必要に応じて、大阪府に対し丁寧な説明を求めてまいります。

② 労働者の雇用の維持・継続への支援について

国や大阪府の支援メニューを市民に分かりやすく周知するとともに、適切な窓口を案内するなど、労働者の支援に努めてまいります。

③ 中小企業支援の拡充について

中小企業の事業継続に向けた相談窓口としては、専門の融資相談員が融資に必要な書類作成の助言を行うとともに、事業者にとって有利な制度を紹介するなど適切に対応に努めています。また、雇用調整助成金についても、社会保険労務士による労働相談窓口を設置しており、広く相談を受け付けています。

④ 不利益を被った労働者への支援強化について

賃金の減少、または解雇された労働者などからの相談の増加に適切に対応できるよう、引き続き、体制整備を図るとともに、就労支援や家計改善支援など、生活維持に向けた複合的な課題に対する包括的な支援情報を発信してまいります。

また、労働者の抱える様々な問題を解決するため、社会保険労務士の資格を持った専門の相談員による適切な助言と指導を引き続き行ってまいります。

(3) 下請取引適正化の推進について

公益財団法人全国中小企業取引振興協会が実施する「下請かけこみ寺」事業等の普及啓発活動等について市内中小企業への周知を図り、公正な取引の啓発に努めてまいります。

(4) 公契約条例の制定について

公契約条例については、最低賃金や労働契約等、既存の法律との整合性を図る必要があり、国による法整備を進めるべきものであると考えています。

(5) 「中小企業振興基本条例」の早期制定について

地域における商業の活性化に関する条例に基づき、商店街等に対する活性化に関する施策等を実施するほか、「中心市街地活性化基本計画」に基づく施策を推進し、都市機能の増進と経済活力の向上を図ってまいります。

3 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域包括ケアの推進について

地域包括ケアの推進に向けて、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、認知症高齢者数の増加や医療度の高い方を想定した介護サービス提供基盤の整備を引き続き進めているところです。具体的には、広域型施設として介護医療院（1施設）と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（1施設）、認知症対応型共同生活介護（5事業者）を令和5年度までに新たに整備する予定です。計画策定においては、高槻市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に市民公募委員を置き、在宅介護実態調査等のアンケート調査やパブリックコメントの結果を反映させる仕組みを構築しています。当計画はホームページで公開しており、進捗状況については、同分科会にて審議・点検し、資料等については、窓口等で市民が閲覧できるようにしています。

また、地域包括ケア体制の充実に向けた検討を高槻市地域包括ケア推進会議で行っており、当会議の傍聴や資料等の閲覧を市民ができるようにしているほか、職員出前講座等の市民啓発の機会に地域包括ケアと介護保険の理念についての周知に努めています。

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

本市健康増進計画・食育推進計画である「第3次・健康たかつき21」において、「健康寿命の延伸」を全体目標として掲げており、効果的な情報発信や各種健（検）診の受診率向上に向けて、様々な手法による、周知・啓発に取り組みます。また、市民の健康増進・疾病予防を目的に「おおさか健活マイレージアスマイル」のPRや関係機関等と連携を図ってまいります。

(3) 医療提供体制の整備に向けて

① 医療人材の勤務環境と待遇改善について

医師の働き方改革等に関する国の検討の動向を踏まえて、大阪府と連携し、適切な対応を行ってまいります。

医療人材の確保や資質の向上に関する取組については、大阪府が医療計画に基づき、実施しています。

② 医師の偏在解消に向けた取組について

大阪府において、地域における診療科の設置状況を医療計画で可視化するとともに、地域の医療関係者で構成する会議体で、今後の医療体制に向けた検討や、医療機器の共同利用の意向の情報提供をしています。

(4) 介護サービスの提供体制の充実に向けて

① 介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

市内の施設・事業者を対象に実施している集団指導の資料をホームページに掲載し、この中で労働関係法令や雇用管理に関する内容を記載し、労働環境の改善に向けた啓発・支援に引き続き取り組むとともに、適宜情報の把握に努めてまいります。

大阪府と連携し、大阪府における介護人材確保の取組に参加しています。現在は、次世代を担う中学生・高校生等を対象に、介護の仕事の魅力を発信する媒体を作成しており、将来の介護人材不足への対応について検討しています。

また、介護保険サービス事業者対象研修会を定期的に開催し、介護人材の資質向上と定着を支援しているほか、介護保険サービス事業者と連携して人材確保に取り組んでいます。

② 地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域での福祉相談を担う地域包括支援センターの取組を支援するとともに、同センターが高齢者の総合相談窓口であることについて、様々な機会を捉えて周知、広報活動に努めてまいります。

(5) 感染拡大防止に向けた対策強化について

① 医療提供体制の強化に向けて

新型コロナウイルス感染症に対する検査・治療体制としまして、本市では令和2年8月より、市医師会の協力の下、発熱など感染を疑う症状がある方を、迅速に検査につなぐことのできる「地域外来検査センター」を設置し、必要な治療が受けられる体制を整えています。

また、物資の確保と供給体制の整備については、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）により医療資材の確保状

況等を一元的に把握し、資材等の不足が見込まれる場合には、迅速に補充できる体制を、国・大阪府と連携して構築しています。

なお、市内施設等での感染急拡大時には、感染防護具等の提供を個別に行ってています。

② 感染者受入れ体制の強化について

新型コロナウイルス感染症の軽症者や無症状者の宿泊療養施設については、大阪府が確保、運用を行っており、国が定めた「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」に準じて職員の配置や、感染予防対策がとられています。

(6) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて

① 待機児童の早期解消に向けて

令和2年4月1日現在の待機児童数は0人となっていますが、「子ども・子育て支援事業計画」に沿って、引き続き利用保留児童の解消に努めてまいります。また、本年4月からは、送迎保育ステーション事業を開始します。

小規模保育事業所を整備する際には、認可保育施設等と連携を行うことを引き続き要請してまいります。

② 保育士等の確保と処遇改善に向けて

保育士の処遇改善及び保育士確保については、国の制度等に従って、事業実施者に対し、処遇改善等加算の実施を促すとともに、引き続き保育士宿舎借り上げ支援事業や保育士資格取得支援事業、保育士・保育所等支援センターにおける就労支援等に努めてまいります。

また、本年4月からは、奨学金を返済しながら、市内で就学前教育・保育に従事する保育士等に対して、返済金の一部を補助する制度を開始します。

③ 地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

延長保育、一時預かり保育及び病後児保育等について、引き続き国の制度を活用するとともに、病児保育を比較的駅から近い高槻認定こども園において実施するなど、保護者ニーズや保育実施者の意向を踏まえながら、事業の充実に向けて取り組んでまいります。

また、引き続き保育士等の確保支援を通じて、地域子ども・子育て支援事業の充実に取り組んでまいります。

④ 企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育事業については、毎年1回は立入調査を行い、保育の状況

等について確認しているところです。

また、事業者や保護者から問合せがあった場合には、解決に向け対応しているところです。

⑤ 子どもの貧困対策について

子どもの貧困対策については、関係課で構成する庁内対策会議を活用する等、関係部局が連携して取り組んでいます。なお、平成30年度から子ども食堂の運営経費の一部を助成する子ども食堂運営支援事業を実施しており、引き続き子ども食堂の取組を支援してまいります。

⑥ 子どもの虐待防止対策について

児童虐待防止対策については、毎年11月に国の児童虐待防止推進月間に合わせてオレンジリボンキャンペーンとして、街頭キャンペーンやオレンジリボン、啓発グッズの配架を行う等、積極的な啓発活動を継続して行っています。

子育て世代包括支援センター事業については、令和2年度から新たに宿泊型の産後ケア事業を開始するなど、妊娠期から出産・子育て期までのワンストップで切れ目のない支援の更なる充実を図るとともに、職員の母子保健コーディネーター研修等への参加など、専門性の向上に努めています。

また、国の「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき、学校等を中心とした関係機関と連携し、引き続き虐待の早期発見と未然防止に努めています。

⑦ 小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

本市では、高槻島本夜間休日応急診療所において365日体制で小児科の診療を行うとともに、二次救急医療機関に対して大阪府と連携した支援を実施し、夜間・休日における小児救急患者の受入体制を確保しています。

4 教育・人権・行財政改革施策

(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上について

統合型校務支援システムの導入により、在校等時間を客観的に把握するとともに、業務の効率化を図ることで、令和2年度に定めた在校等時間の上限に収まるよう、業務負担の軽減に努めています。また、教員が児童生徒と向き合う時間を確保することで、教育の更なる充実に努めています。

なお、本市においては、平成25年度から小学校全学年で35人学級編制を実施しており、中学校の35人学級編制についても、令和4年度から1年生、令和5年度から全学年での実施に向けた取組を進めます。

(2) 奨学金制度の改善について

給付型奨学金制度における対象者や支給金額の拡充については、全国市長会等を通じて国に対して引き続き要望してまいります。

奨学金返済支援制度の創設については、大阪府市長会等を通じて府に対して要望してまいります。また、返済については、学校に在学する場合や、疾病によって償還が困難になった場合、コロナ禍も含めた経済状況が著しく悪化した場合など、状況により猶予措置を行っているところです。

また、地元就職者に対する返済支援制度については、他市の動向等を勘案しながら、研究してまいります。

(3) 教育現場で働く方々の支援と子どもの感染拡大防止について

① 新型コロナウイルス感染症対策のための必要備品の確保について

令和2年度に引き続き、各学校の状況に応じた感染症対策に必要な物品についても確保できるよう、対応してまいります。

② 学校の負担軽減に向けて

臨時休業等の状況に応じて、適切に対応してまいります。

③ 教員の負担軽減に向けて

引き続きスクールソーシャルワーカー等の配置や、地域人材等の活用を行ってまいります。また、教職員定数の更なる充実等について、支援施策を講じるよう大阪府に働きかけてまいります。

(4) 人権侵害等に関する取組強化について

① 差別的言動の解消に向けて

ホームページや広報誌のほか、啓発ポスター・チラシの関係施設への配架等により市民への周知に努めているところです。今後も、引き続き周知・啓発に努めてまいります。

② 多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

性的マイノリティへの偏見をなくし、誰もが個人として尊重され、それぞれの能力と個性を十分に發揮し、安心して充実した生活を送ることができるよう、正しい情報の提供を行っていくとともに、理解促進のための啓発に努めてまいります。

また、パートナーシップ制度の構築については、社会的理解が進む中で広範囲にわたる法整備が必要であり、引き続き、国の動向などを注視してまいります。

加えて、行政施設においては、引き続き新築や大規模改修に併せて、多

目的トイレ等の整備に取り組んでまいります。

③ 就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）の趣旨や内容をホームページに掲載するとともに、啓発ポスター・チラシの関係施設への配架及び講座の開催等により市民への周知を図っています。今後も、国との適切な役割分担や大阪府、他市町村と連携しながら「あらゆる差別のない社会の実現」に向け、取り組んでまいります。

また、企業向けニュースレターに、部落差別解消法に関連する記事やセミナーを掲載するなど引き続き周知に努めてまいります。

(5) 投票率向上に向けた環境整備について

投票所及び期日前投票所の設置については、平成27年度から、イオン高槻店に期日前投票所を設置し、選挙人の利便性の向上に努めています。

共通投票所の設置、期日前投票所の投票時間の弾力的な設定及び投票所設置に伴う公募については、費用対効果、運営上の課題などを整理するとともに、国からの財政措置の状況などの情報収集を引き続き行ってまいります。

記号式投票については、選挙人にとって最も混乱がなく容易に投票できる投票方法を研究してまいります。

不在者投票の手続については、法令で定められていることから、国の動向を注視してまいります。

(6) ふるさと納税の運用について

本市に寄附を申込みされる際には、その寄附の使途を選択していくだけ運用となっています。使途の中には、「子育て・教育の充実」や「都市機能・市民活動の充実」（産業振興に関する事業を含む）などのメニューを用意しており、集まった寄附は、それぞれ選択された使途に、関連する事業に充当しています。

5 環境・食料・消費者施策

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて

平成29年度から開始した「高槻市エコショップ認定制度」では、食品廃棄物の削減につながる食べ残しの持ち帰り等の活動を行っている店舗の取組を市民に紹介し支援しています。また、令和2年度からは全国427自治体が参加する「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」の参加を表明

し、食品廃棄物の削減等に関する先進的かつ効果的な取組を調査研究しています。これらの取組を継続し、市民や事業者に対して出前講座やイベント等の機会に、食品廃棄物の削減に関する啓発活動を推進してまいります。

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」を通じ、他自治体の食品廃棄物の削減等に関する先進的かつ効果的な取組を調査研究してまいります。

また、食品預託払出手業を実施する高槻市社会福祉協議会との連携・協力を図ってまいります。

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

消費者自身が自主的かつ合理的な意思決定を行うことや適切に対処するなどの能力を身に付けるため、引き続き、各種講座や講演会など様々な機会を捉え、情報提供や啓発活動を行ってまいります。

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

高齢者や福祉関係者向けの出前講座を始め、広報誌やホームページ、市庁舎でのパネル展示等での情報発信や、警察等の関係機関と連携した啓発活動を行っています。

また、新型コロナウイルス感染症に便乗した特殊詐欺についても、広報誌やホームページを活用し、積極的に注意喚起を行っています。

あわせて、平成29年度に導入した「詐欺電話防止機器」については適切に運用を行っています。

6 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) エッセンシャルワーカーへの感染防止の強化について

① 社会インフラを支えるすべての方々への支援の充実

これまで国による各種支援とは別に、市独自の施策として、市内医療機関や薬局薬剤師、公共交通事業者などへ支援を行ってまいりました。

また、感染拡大防止対策も含め、福祉施設や授産施設、商業団体等の事業者に対して支援を行ってきたところであり、今後も引き続き、市内の状況を注視し、適切に対応してまいります。

② 公共交通従事者及び利用者への感染拡大防止と安定的な運行の確保

事業者における感染症対策の徹底及び、御利用者に対する注意喚起を継

続的に行うことにより感染拡大防止に努め、公共交通事業者としての責務を果たしてまいります。

(2) 交通バリアフリーの整備促進

駅におけるエレベーターやエスカレーターについては、改札内は交通事業者が、また改札外は本市が維持管理を実施しています。バリアフリーの促進については、それぞれの実施主体が連携しながら進めることが重要と考えており、今後も、適切な役割分担の下、推進してまいります。

(3) 安全対策の向上に向けて

JR高槻駅では、本市の補助制度を活用していただきながら、既存駅ではいち早く、全てのホームにホーム柵の設置が完了したところですが、引き続き、本制度を活用していただくなど、他の駅ホームについてもホーム柵の設置を促進してまいります。また、社会全体での交通弱者を含めた利用者の安全確保や支える仕組みづくりについても、「バリアフリー基本構想」に基づく「心のバリアフリー」に関する取組を推進しているところです。今後も引き続き、バリアフリーの促進と安全対策の向上に取り組んでまいります。

現在、本市では、高齢者の方が住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供できるような地域を目指し、地域包括ケアシステムの構築を推進しているところです。今後も、地域包括ケアシステム構築の一環として、社会全体で高齢者の支援を行う体制の整備に取り組んでまいります。

単独での外出が難しい障がい者に対しては、移動支援事業を活用することにより、所定の研修等を修了したガイドヘルパーから介助を受けていただくことが可能です。障がいがある方も含めた交通機関利用者の安全性を確保していくため、引き続き適切に事業を実施してまいります。

市営バスの運行においては、発車時や停車時等、車内転倒事故が起こりやすいタイミングに注意喚起の車内アナウンスを行い、転倒事故防止に努めてまいります。また、車いす利用者がスムーズに乗車できるよう乗務員には再度、バス乗車取扱要領の確認を徹底してまいります。

(4) キッズゾーンの設置に向けて

未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全確保については、施設、警察及び道路関係部局と実施した合同安全点検を通じて、安全な移動経路の見直しを実施しており、把握した危険箇所については、個別の状況に合わせた

安全確保対策を引き続き行ってまいります。

(5) 防災・減災対策の充実・徹底について

令和2年6月に修正した避難勧告等判断・伝達マニュアル等を踏まえ、引き続き防災行政無線やホームページ、緊急速報メール、市公式LINE・ツイッターといった様々な媒体による迅速かつ適切な災害情報の発信に努めます。また、職員出前講座の実施等により、市民の防災意識の向上を図りつつ、各種防災訓練を実施し、地域防災力の向上を図るとともに、コロナ禍における災害対応を適切に行います。

なお、情報提供ツールの一つであるホームページについては、令和3年度にリニューアルを行い、発信力を高めてまいります。

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、令和3年2月に改正した地域防災計画において、必要な対応を検討することとしており、適切に対応してまいります。

(6) 地震発生時における初期初動体制について

大阪府北部地震の対応において明らかとなつた課題や教訓を踏まえ、令和2年3月に修正した「業務継続計画」や策定した「受援計画」に基づき、災害時の職員体制の確保に努めます。また、訓練等を実施し、地震発生時における初期初動体制の整備に努めます。

職員体制については、各所属の状況を把握した上で、必要な採用や職員配置を行っているところです。また、災害への対応については、「地域防災計画」や「業務継続計画」において、災害時の組織体制や行うべき業務を定め、職員の担うべき役割を明示しています。

(7) 地域防災対策の連携強化について

自助・共助の観点から、地域による避難所運営マニュアルの作成を促進するとともに、自主防災組織等と連携を密にし、地域防災力の向上に努めます。

また、帰宅困難者対策として、地域企業と協定を締結し、一時避難できる場所の確保に努めます。

消防団の装備の基準に基づき、消防団員の安全確保のための装備や災害等に対応するための資機材等を計画的に整備し、災害対応能力の向上を図るとともに、消防団員を各種教育訓練に派遣して人材を育成し、地域における防災リーダーとして防災指導能力を向上させるよう努めてまいります。

また、消防団員を確保するため、引き続き消防団のPRや公募による消防

団員の確保を支援してまいります。

(8) 大阪府北部地震に対する継続支援について

今後も、被災者に寄り添い、必要な支援を継続して行ってまいります。

また、局地的な自然災害を含む同一災害により被災したすべての地域で支援が受けられるよう、災害救助法及び被災者生活再建支援法の基準の緩和について、引き続き全国市長会を通じ国に要望を行ってまいります。

(9) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について

① 災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

災害対策施設の管理については、河川堤防の点検や土砂災害危険箇所のパトロールを大阪府と合同で実施するとともに、調整池や水路等の市管理施設を適切に維持管理してまいります。

また、森林整備等については、平成30年台風第21号により発生した森林の風倒木被害を早期に復旧させるため、被害木の伐採・搬出や跡地への造林などを行う「森林災害復旧事業」に大阪府や大阪府森林組合と連携して取り組むとともに、引き続き、森林災害の危険箇所において治山事業を実施されるよう大阪府に要望してまいります。

さらに、土砂災害警戒区域等のある山間部の自治会等に対して、住民自らが危険箇所や避難経路などを確認して地図化する「地域版ハザードマップ」の作成を支援することにより、地域の防災体制の向上を図ります。また、引き続き、職員出前講座等の機会を通じて啓発を行い、防災意識の高揚を図ります。

水害・土砂災害ハザードマップについて、令和3年度に浸水区域や浸水深を想定最大規模降雨に更新した改訂版を市内全戸に配布するなど、引き続き、広報誌や出前講座等を通じて、災害リスクの周知や防災意識の向上に努めてまいります。

② 災害被害拡大の防止について

令和2年3月に修正した「業務継続計画」を踏まえ、引き続き、大規模災害発生時において、市民の生命、身体及び財産に関わる非常時優先業務については、最優先で実施し、それ以外の業務については、積極的に休止します。また、災害発生時においても、新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底し、適切に対応します。

(10) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為については、警察機関によって取締りが行われているところではございますが、本市においても引き続き、高槻警察署や高槻警察署管内防犯協議会等の関係機関と連携を図ってまいります。

バス車内における暴力行為に対して、テロ対策等のマニュアルを基本として業務無線及びバスロケーションシステムやドライブレコーダーシステムを活用した関係各局との連携体制の確保や車内掲示による啓発に努めてまいります。

(11) 交通弱者の支援強化に向けて

本市では、居住や都市機能の適正な立地とこれらをつなぐ交通ネットワークの維持を図ることにより、誰もが住みやすく活力あるまちの実現を目指すこととしています。現時点では、医療・商業・公共交通等の都市機能の人口カバー率は高い数値を示しており、おおむね充足していることを確認していますが、今後も引き続き、医療・商業などの都市機能の充実とともに、地域公共交通の維持に努めてまいります。

また、市内全域を対象に新たに飲食店または小売店を出店する際に、店舗改装費の一部を補助する創業・個店支援事業を実施しており、施策の周知及び利用の促進を図ってまいります。

(12) 持続可能な水道事業の実現に向けて

本市水道事業においては、令和3年度からの「水道事業基本計画」に基づき、人材の確保・育成、技術継承など持続可能な事業経営や、基盤強化に向けて取り組み、その中で、利用者である市民の皆様に必要な情報については、適時発信してまいります。

なお、水道施設運営権（コンセッション）方式は、本市では導入の予定はありません。